

アミーゴ荘利用者のルール

(居室利用)

1. 居室の移動・変更は施設長の許可なく行ってはならない。
2. 他の利用者の部屋には立ち入ってはならない。
3. 居室の改造は行ってはならない。許可なく改造した場合は利用者が原型復旧する。
4. 居室を壊してはならない。壊した場合は利用者が原型修復を行い弁償する。
5. 居室の清掃は利用者が責任をもって行う。
6. 部屋を出る際には、必ず施錠する。鍵を紛失した場合には実費弁償とする。

(喫煙について)

1. 喫煙は指定された場所以外ではしてはならない。
2. 居室内では喫煙してはならない。
3. 歩きながらのタバコは厳禁とする。
4. 喫煙所では、マナーを守って喫煙する。だらしない喫煙は行ってはならない。
5. 煙草を吸わない利用者に対して、十分に配慮する。
6. 度重なる喫煙ルール違反や悪質かつ危険を伴う喫煙をした場合には利用契約を解除するものとする。
7. 喫煙時間は5:00~21:45と定め、それ以外の時間は喫煙を禁じる。
8. アミーゴ公用車内では、すべて禁煙とする。
9. 煙草を吸う利用者は喫煙所の吸い殻の清掃を当番制で行う。

(食事提供について)

1. 利用者に対して、朝食、昼食、夕食に給食を提供することが出来る。
2. 食事代金は、朝食 160 円、昼食 276 円、夕食 220 円（税別）とし、利用者はこれを負担する。
3. 食事時間は、食品衛生管理法上の観点から、朝食は 8:00~8:45、昼食は 12:00~13:00、夕食は 17:15~18:15 とする。
4. 指定された時間以内に食べるのでできなかった食事は処分する。

(外出・外泊について)

1. 町外に外出する際には、「外出届」を提出する。帰宅時間を厳守する。
2. 外泊する際には、「外泊届」を提出する。利用者は可能な限り外泊先の状況を事前にスタッフに伝えておくと共に、予定が変更される際には、その都度連絡をすること。
3. 原則的に保護者、保証人からの受入れ確認の連絡を行うこと。
4. 外出・外泊先でのトラブルや事故等には十分注意する。その際の責任は利用者の自己責任とし、施設は一切の責任を負わないこととする。

5. 町内外出の際には、別に定める「外出簿」に記載すると共に、出発と帰荘の際には必ずスタッフに声をかける。

(入浴時間)

1. 入浴時間は朝 6 : 30～7 : 30、夕方 16 : 00～21 : 45 とする。事情により日中入浴する場合は、スタッフに必ず申し出る。

(清掃について)

1. 利用者は、自身の居室の清掃を積極的に行い、清潔に努める。
2. 毎週土曜日の午前は、寮内清掃となるため必ず参加する。

(送迎について)

1. 毎週土曜日の午後に利用者の買い物を目的として、町内の店舗へ送迎を行う。
2. 病状を勘案し、受診に送迎が必要であると判断される場合には送迎を行う。
3. 町内の福祉サービス事業所を利用する場合には、必要に応じて、送迎を行うことがある。
4. 個々の利用者の都合による送迎は、当日のスタッフの勤務状況を加味して行う。都合により、送迎を行えない場合がある。

(消灯時間等)

1. 寮の消灯時間は 22 : 00 とし、就床する。
2. 利用していない箇所の照明は、節電の観点から、消灯時間を待たずに随時消灯する。
3. ログハウス内のテレビは 21 : 00 までとする。それ以降、消灯までの時間テレビを観たい場合には、訓練管理棟へ移動して観ることとする。

(利用者の自家用車（バイクを含む）利用について)

1. 入所者の自家用車の利用は原則的にはご遠慮願います。やむを得ない事情により自家用車の使用が必要な場合には下記の手順を踏んで使用を許可する場合があります。
2. 車を運転する際には、必ず主治医の許可をもらうこと。運転の許可のない場合には車の運転は認めない。
3. 施設利用中に自家用車を持ち込んで使用する際には、所定の届出用紙に届け出をして、許可をもらってから使用すること。
4. 安全管理の観点から、利用中の自家用車の鍵は、必ず事務所に預けること。
5. 主治医等に運転を一時的に止められている場合や、病状が不安定とスタッフが運転は危険であると判断した場合には自家用車の使用を制限する。
6. 飲酒運転は絶対にしてはならない。その他、道路交通法、関係法規を順守する。違反した場合、もしくは違反が予想される場合は、自家用車の使用を制限するとともに、利用契約の解除をする場合がある。
7. 自家用車運転中の事故についての責任の一切は、自己責任とし、事業所は一切の責任を

負わないものとする。

8. 利用者の自家用車へは、所有者以外の利用者を乗車させてはならない。
9. 短期入所利用者の利用開始日および終了日の自宅等からアミーゴまでの自家用車使用はこの限りではないが、原則的には入所利用者に準じて行うものとする。

(自転車の利用について)

1. 入所利用者の自転車の利用は、禁止する。
2. やむを得ない事情により、自転車を持ち込む場合であっても、入所中の利用者が自転車に乗ることは、安全確保の観点から原則的に許可しない。
3. 入所中の利用者が町内の会社などに雇用されて通勤する場合においてのみ、自転車の利用を許可する場合がある。ただし、この場合自転車利用誓約書に署名捺印した上で、自己責任で利用してもらう。

(DVD等の機器の持ち込み利用について)

1. ホータブルDVDプレイヤー、パソコン(インターネット接続)の持ち込みは、自立訓練における生活リズムを整える必要があるためアミーゴ荘としては推奨しない。
2. 上記、機器の利用時間は消灯前までとし、その後は利用してはならない。
3. パソコン機器を利用することで、他利用者に迷惑が及んだり、生活リズムが乱れるようなことがあれば、直ちに利用を中止する。

(危険防止)

1. 利用者は危険物を施設敷地内に持ち込んではいない。
2. 寮内における火気の使用は厳禁とする。お香等の煙の発生する物の使用も許可なく行ってはならない。

(その他禁止事項)

1. 政治・宗教などの団体活動及び勧誘行為
2. 張り紙やセールス行為
3. 法律・法令違反行為
4. 暴力行為をはじめとする、故意と思われる危険行為
5. その他、共同生活を行う上で迷惑となる行為 (EX. ストーカー、強要、騒音、悪臭、不潔と思われる行為等)

(飲酒について)

1. 疾病管理や抗精神薬との飲み合わせの観点から、施設内の飲酒は禁止とする。
2. ノンアルコールビール、ノンアルコールカクテル等の飲料についても準ずる。

(金銭管理および物品の管理について)

1. 利用者間の金品および物品、食品等のやり取りは厳禁とする。
2. 他利用者の金品および物品、食品等を盗んだ場合は、利用契約を解除できることとする。

(女性利用者への配慮について)

1. 5～9号室は女性専用居室とする。
2. 木製格子戸内には、スタッフ以外の男性の立ち入りを禁止する。
3. 女性専用テラスには、スタッフ以外の男性の立ち入りを禁止し、洗濯機、物干し台は女性専用とする。

(各ミーティングへの参加について)

1. 朝、昼のミーティング、及びメンバーミーティング(金曜日)には特別な場合を除き、利用者は全員参加するものとする。特別な事情があるときにはスタッフに必ず申し出る。

(設備・物品の取扱いについて)

1. 施設内の設備・物品を本来の目的に反して使用し、破壊・破損させた場合には、それを行った利用者に弁償してもらうこととする。
2. 居室に関する鍵を紛失した場合には、その居室を利用している利用者がスペアの鍵を作成する費用を負担する。

(男女関係について)

1. 様々な情況や事情を持った利用者が集団生活を行っているため、他利用者等に対して十分配慮する必要がある。
2. 周囲に不快な印象を与える関係があり、再三にわたって職員からの注意喚起に従えない場合には、施設利用を中止する場合がある。

異性を好きになる気持ちは否定しないが、施設利用中のそれぞれの目標・目的を見失うような恋愛関係となることは認めない。関係性において互いに人間的な成長が促されるものでなければ、直ちに施設利用を中止する場合がある。

※「アミーゴ荘利用のルール」については、利用者とスタッフが出来る限り話し合いの下で、作成いたします。しかしながら、危険回避・安全確保の観点から、予告なく変更する場合があります。その際には、利用者に必ず通知いたします。